

ふるさと創生まちづくり調査
特別委員会会議録

(平成29年 2月 1日)

長 与 町 議 会

長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会会議録

本日の会議 平成29年 2月 1日

招集場所 長与町議会議事堂（会議室）

出席委員

委員	長	岩永政則	委員	浦川圭一
委員		中村美穂	委員	安部都
委員		饗庭敦子	委員	安藤克彦
委員		金子恵	委員	分部和弘
委員		喜々津英世	委員	山口憲一郎
委員		堤理志	委員	河野龍二
委員		吉岡清彦	委員	竹中悟

出席委員外議員

議長 内村博法

欠席委員

副委員長 西岡克之

職務のため出席した者

議会事務局長 中山庄治 議事課長 富永正彦

説明のため出席した者

企画財政部長 久保平敏弘

(政策企画課)

課長 荒木隆 係長 尾田光洋

主任 伊藤央

本日の委員会に付した案件

公共施設等総合管理計画について

- ・公共施設等総合管理計画策定スケジュールについて
- ・長与町公共施設等総合管理計画（案）について
- ・今後の進め方について

開 会 9時30分

散 会 10時50分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。先の議会報告会は大変お疲れさまでした。新聞まで載っておりまして、いろいろご苦勞を町民の皆さん方にかけておるようでございます。

今日は西岡副委員長が風邪のために、何かインフルエンザの検査に行きますということで通知がっておりますので、ご報告を申し上げておきたいと思います。

それでは時間が参りましたので、定足数に達しておりますので、ただいまから長与町議会ふるさと創生まちづくり調査特別委員会を開会してまいりたいと思います。

早速、長与町公共施設等総合管理計画についてを議題といたします。今日は資料が差し上げておりますように、1枚のスケジュールと総合管理計画ということで約70ページの膨大な資料を差し上げておりますが、出来るだけスムーズに進行してまいりたいというふうに考えておりますが、午前中の12時までに終わらなければ、若干出来れば30分ぐらいでも状況によってでございますけれども、延長でもして、審議を本日のものは終了していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご協力をいただきたい、ご了解をいただきたいというふうに思うわけでございます。あと、事務局の方と協議をしますと、総合管理計画そのもののページ数は約30ページぐらい追加で、全体で100ページぐらいの計画になるということでございます。お知らせをまずしておきたいと思いますが、最後に、今後の協議につきましては申し上げたいというふうに思います。それでは、まず、長与町公共施設等総合管理計画策定のスケジュールにつきまして、説明をしていただきたいというふうに思いますが、最初に部長から説明を求めます。

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中に通算10回目となります、ふるさと創生まちづくり調査特別委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。公共施設等総合管理計画をテーマとしての開催は、昨年10月26日以来の4回目となります。前回は計画の大まかな構成や対象となる施設の内訳、カルテの内容、作業スケジュール等をお示しし、ご意見を賜りました。その後2月中の策定を目指しまして、鋭意作業を進めてまいりました。今回は、より成果品に近い具体的な内容をお示しし、忌憚のないご意見を賜りたく存じます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。それでは荒木課長から説明を求めます。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

改めまして、皆様おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目のスケジュールについてご説明をいたします。1枚もののA4縦の資料でございます。スケジュールにつきましては、前回までの特別委員会においてもお示ししておりましたとおりで、現在は、⑩番赤で困っておりますけれども、公共施設等の管理状況

と評価、それとその次の12番目の施設類型ごとの基本方針の検討を合わせて行っているところでございます。この後の作業につきましては、その部分の素案について、内部の検討推進委員会で協議、必要な修正を経まして2月末を目途に、長与町公共施設等総合管理計画として策定をしたいと考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

これは昨年4月の第7回の委員会以降、この表は常に差し上げてまいりまして、ずっと見ていただいていたものでございます。それを確認で今説明がありましたけれども、何か質問はございませんか。

良いですか。今、2月末を目途にという説明がありましたけれども、最後にちょっと確認事項がございますけれども、皆さんからの質問ございませんか。

良いですか。それでは質疑を終わりたいというふうに思います。

続きまして、長与町公共施設等総合管理計画について中身を議題とさせていただきますが、前回の資料をちょっと見ていただきますとお分かりのように、総合管理計画の総合的な資料を3～4枚配付がなされて、その説明を受けてまいりました。今回は皆さん方思われたというふうに思いますが、計画の具体的なものが70ページにわたる資料が提示をされてきたわけでございます。これからいきますと最初に配付されました県の総合管理計画と対応いたしますと類型的な部分が、まだ入っていないということでございます。これが約30ページぐらいになるだろうというようなことをお聞きいたしておりますけれども、この点は後の回で出てくるということを念頭に置いていただきながら、説明を受け質疑に入っていきたいというふうに思いますので。

説明を追って、荒木課長から説明を求めます。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

それでは公共施設等総合管理計画についてでございます。この計画策定に当たりましては、これまで公共施設の実態把握ですとか、そこから見えてくる課題、こういったものを整理してきたところです。本日は、まだ途中経過ではございますが、そうした課題、それとそれに対応するための基本的な方針ということで、一定、計画の案として整理をいたしましたので、その内容についてご説明をいたします。表紙をめくっていただきまして目次をご覧ください。先ほどスケジュールのところでも申し上げましたとおり、第4章の部分、今ページ数が入っておりませんが、ここについては現在検討中ではございまして、本日お示しすることが出来ておりません。そこで3章までについて、一定、整理をしておりますので順を追ってご説明を申し上げます。まず、1ページですけれども序章として総合管理計画を策定するに当たっての考え方を示しております。これについては前回もお示しをしておりましたが、策定に至った経緯と下から5行目からになります。本町が有する公共施設等の現状を適切に把握し、人口、財政、施設の保有量の観点から調査・分析を行うこと。さらには、本町の地域特性やまちづくりの視点から、公共施設

等の方針を取りまとめた本計画を策定し、維持管理・改修・更新を推進していくとして一部修正を加えております。

次に2ページからでございます。第1章長与町の現況ということで、本町の概要といたしまして、位置ですとか沿革、それから土地利用、次のページには交通状況について掲載をしております。

5ページからは町の人口について掲載をしております。これまでの人口や世帯数の推移、年齢別人口の推計の他、7ページには将来人口について掲載をしております。これは平成27年の10月に策定をいたしました長与町人口ビジョンに準拠してございまして、目標推計人口として2060年には約4万人を維持するとしております。

8ページでございますが、下段の年齢3区分比率では、今後14歳以下の人口はおおむね一定の割合で推移するというのに対し、65歳以上の割合が年々上昇し2050年には32.2%、その後、これをピークにやや減少していくと推計をしております。

また9ページには5つのコミュニティごとの人口、10ページには転出入人口の状況、11ページには産業別就業者数ということでそれぞれ掲載をしております。

次に12ページからになりますけれども、本町の財政状況でございます。ここでは、平成26年度の決算状況の他、過去5年間の決算状況について財源及び歳出の目的ごとに掲載をしております。先ほどの人口推計を踏まえますと、今後、生産年齢人口の割合の減少が見込まれることから、町税の減少が予測されること。一方で歳出では高齢化の進展に伴い、後期高齢者医療費や介護保険等の負担が増大していくというふうに考察をしております。

また17ページでございますけれども、過去10年間における公共施設の整備に係る投資的経費の状況を掲載しております。これについては前回もお示しをしておりましたが、前は過去5年間という状況でございました。これは、この期間に長与小学校の建替が含まれるということで、より長期的な視点で平均的な状況を把握するというので、これを10年間として整理をし直しました。これによりますと、普通建設事業費の平均が約18億3,000万円となっております、これを今後の普通建設事業費の1つの水準として捉えております。

少し飛びますけれども20ページからは第2章公共施設等の実態でございます。この計画における公共施設等というものを大きく公共施設、これは建物施設でございます。それとインフラ施設、これは道路橋梁などという大きな2つの分類をした上で、さらに公共施設を建物の機能の面から細かく分類し掲載をしております。それに基づきまして21ページから24ページまで、町が保有する主な公共施設76施設の一覧表とその位置図を掲載しております。これにつきましては、前回もお示しをしましたがカルテの対象一覧ということで、A3横の資料を別途ご準備しております。そちらの方をご覧ください。これにつきましては、前回ご指摘もいただきましたので、76の施設についてそれぞれの施設内の建物附属施設も含めて掲載をしたものとなっております。また、前回倉

庫の考え方についてもご意見がございましたので、再度全体的に見直しを行いまして、65番。今欠番になっていきますけども、3枚目の中段よりちょっと下、64、66と1個飛んでいますけれども、65番に元々長与公民館横倉庫というのがございました。これにつきましては、19番2枚目の中ほどに長与町公民館、ここの附属施設であるというふうに整理をしまして、この中に含めたということになっております。また、敷地面積ですとか建築年度、これが不明としていた施設がいくつかございましたが、再度所管課への聞き取りを行いまして、判明したものまたは想定されるものとして入力を行っております。

では、また計画の方に戻っていただきまして、今度は25ページから26ページにかけてインフラ施設の状況を総量として掲載をしております。公共施設とインフラ施設、これらの情報を基に本町では現状の分析と課題の整理を行っております。

27ページでは、公共施設の用途別の延床面積の集計でございます。上段の図表を見ますと、⑤の学校教育系施設が5万5,188平米と最も大きく全体の48.3%を占め、次いで公営住宅が10.7%を占めるというふうなグラフになっております。また、町民1人当たりの面積は2.69平米でございます。この数値を全国や長崎県内の自治体とそれぞれ比較したものが、次のページ、28ページのグラフでございます。上段の全国平均が3.75平米、下段の県内市町の平均が5.29平米といずれと比べましても本町が低い数字でございます。

また、次の29ページでは人口や行政区域面積が同規模の自治体の総合管理計画と比較をしております。その平均が2.85となっております。これと比較しても本町が若干下回るという結果でございました。

次に30ページでございます。建設年別の整備状況ですが、延床面積で見ますと上のグラフにありますとおり30年以上経過している施設は全体の45.2%でございます。下段の用途別、建設年別の延床面積では、②の社会教育系施設の全て、これは図書館になります。それから③の保健・福祉施設の45.5%、これは健康センターでございます。それから④の市民文化系施設の14.6%、これはふれあいセンターなどが建築後50年以上経過している古い建物というふうになっております。

次の31ページの施設の構造では、鉄筋コンクリート造が全体の75.2%と最も多く、次いで鉄骨鉄筋コンクリート造が12.3%、鉄骨造が10.5%などとなっております。また下段の構造別建設年別延床面積の割合では鉄筋コンクリート造の約2割、それから鉄骨造の17.8%などが40年以上経過しているということを示しております。

次に32ページの耐震化の状況でございます。上段の円グラフでは1981年以前に建てられた旧耐震基準による建物で、かつ耐震補強が実施されていないもの。これが全体の16.4%となっております。下段のグラフを用途別に見ますと⑥の子育て支援施設、⑨の産業系施設、⑫の供給処理施設を除く施設類型に耐震補強が未実施の建物が存在するという結果となっております。

それから33ページからでございますが、先ほど町が保有する主な公共施設76施設というお話をいたしました、これを用途別に位置図と一覧表という形で再度掲載したものでございます。これが45ページまでございます。

46ページからは、町内5つのコミュニティ地区ごとに公共施設の位置図と一覧表を掲載したもので、それが51ページまでとなっております。

次に52ページからですけれども、公共施設等の管理に関する基本的な考え方につきましては、将来的なまちづくりの視点からも検討を行うということになっておりますので、第9次総合計画や総合戦略、それから都市計画マスタープランについて、関連する記述を引用してそのまま掲載をしているというところになっております。これが60ページまででございます。

61ページからが施設の更新と大規模改修における試算と将来の見通しというふうになっております。まず更新費用の推計方法ですけれども、現在保有しております施設を耐用年数経過後に現在と同じ規模で建て替えると仮定した場合に、延床面積に一定の単価を乗じるという方法で試算をしております。それが63ページの事後保全型管理によるグラフでございます。グラフの中に赤い点線がございますけれども、これは先ほどご説明した過去10年間の普通建設事業費の平均です。これが18億3,000万円であったんですけれども、ここには継続中の大型事業に係る経費も含まれておりますので、それを除いた10億3,000万円程度を維持更新に係る一定の経費水準として、お示しをしております。その場合、この10億3,000万円を基準といたしまして、今後の更新経費には大きく波があるということが見てとれると思います。それからトータルコストが40年間で約468億円と試算をされます。また、この40年間の更新費用を単純に年割いたしますと約11億7,000万円、これが緑の点線となりますけれども、これが10億3,000万円の経費水準を超えるということになっております。一方で、計画的に大規模改修を行うことで、長寿命化を図った場合はどうなるのかということで、64ページの方に大規模改修及び建替の経費の試算をしております。ここではトータルコストが40年間で約393億円と、先ほどから見ると75億円程度の縮減が可能であるということとなっております。また、年度ごとのコストについては一定の平準化を図ることができるということになっております。またその40年間の更新費用を年割いたしますと9億8,000万円、これが緑の点線ですけれども、ございまして、10億3,000万円の経費水準を若干下回ることとなっております。しかしながらそれでもなお、その経費水準を超える年度が数回生じるというふうな結果となっております。

次に企業会計に係る施設の更新費用の試算でございます。65ページですね。こちらが事後保全型の管理でございまして、上下水道インフラ施設については、おおむね平準化がされているというものの、2023年に上水道施設の更新、青い棒グラフのところですね、それから2030年には下水道施設の更新、緑の棒グラフです、が見られまして、トータルコストは約433億円となっております。

次のページの66ページ、予防保全型管理によりますと2020年に大規模改修の費用が一定発生をいたします。これピンクの棒グラフの分ですね。それから当該施設の更新費用もこの40年間の中に発生をするということで、40年間の試算ではトータルコストが約435億円と、先ほどよりも2億円程度増加するというふうに見えます。ただし、これはこの40年間を切り取ったグラフですので、長期的に見ますと長寿命化による施設の延命によってコスト縮減につながるのではないかというふうに考えております。

それから67ページ、68ページにかけて、この2章のまとめとしまして、ここまで説明をしてきました内容から本町を取り巻く現状と課題について、3つの視点で整理をしております。まず1点目の人口についてですが、人口ビジョンでは2060年に約4万人を維持するとしており、年齢3区分の人口は2040年には老年人口の割合が3割を超えるというふうにしております。課題としましては、人口ビジョンにおいては今後急激な人口の増減は見込んでおりませんが、生産年齢人口の減少、老年人口の増加が想定をされ、公共施設の利用需要の変化、住民ニーズを的確に把握することが必要となってくると思われます。次に2点目の財政についての課題でございますが、直近10年間の普通建設事業費から算出しました10億3,000万円という、これを基準とした場合に、これまでの事後保全型管理による今後40年間のコスト年割額はこれを超過してしまう結果となっております。一方で、予防保全型に切り替えた場合はこれを下回ると予想されます。それでもなお、この基準を超える年度が局所的に見受けられるということで、その対応策を考える必要があるということが1点。それから老年人口の増加に伴う医療福祉関連経費の増大、生産年齢人口の減少に伴う町税の減収が見込まれることを鑑みますと、公共施設等に関するコストをできる限り縮減するということを目指して、施設の有効活用などによる歳入の確保の努力も必要であるというふうに考えられます。

最後に、次のページの68ページ、③番公共施設の保有量については、町民1人当たりの面積から見た公共施設の保有量2.69平米というのは全国や長崎県内の自治体、それから同規模自治体の平均と比べて低い値でございます。施設を過剰に保有している状況ではないというふうに判断をしております。したがって、単純に施設の総量を縮減することでコスト縮減を目指すのではなく、人口構成や財政状況を踏まえて適宜、施設の保有量の適正化を図っていくことが重要と考えられます。以上のような公共施設に関する現状や課題に対する認識を踏まえまして、国の指針においては今後町として更新や統廃合、長寿命化などどのように公共施設等を管理していくかといった基本的な考え方を示すことが要請をされております。本計画案においては第3章としてこれを定めております。さらに、この後になりますけれども、施設類型ごとにその特性を踏まえて必要な事項を定めるということになっておりまして、この部分については今後で第4章として掲載をするように考えております。

それでは69ページからの第3章についてご説明をいたします。まず1点目の計画期間でございますが、2017年度、平成29年度を初年度とし、2026年度、平成3

8年度までの10年間というふうの設定をしております。これは総合計画や総合戦略などと緊密に関連をするというのと、町の財政状況、社会情勢の動向や国の戦略などに注視しながら、適宜計画の見直しや期間の延長を行い継続的に対処するというふうを考えております。次に2点目の現状から見るマネジメントのあり方では、これまで説明をしてきました施設の老朽度ですとか更新コスト、施設の整備への充当財源、それから財政状況やニーズの変化、こうした課題を改めて整理をし、その上で下から4行目になりますけれども、今後、公共施設等の更新にあたっては、その質・量のニーズに合った機能や規模を設定すると同時に、効率的な運用を目指した施設の統廃合や複合化、多機能化、民間活力の導入等、様々な方策によって維持管理コストの縮減を図ることが必要であるというふうにしております。

次に70ページでございます。3点目の現状の課題を解決する基本的な考え方でございますが、一般的に施設マネジメントにおいては、品質・供給・財政の3つの視点から施設運用の再検討を行うことが望ましいとされております。そこで、限られた財政の中で地域全体の品質と供給のバランスを見きわめながら施設整備を進めるために、本町が保有すべき施設の具体的な整備計画を住民の皆様、議会の皆様、それと町とで検討するための基礎資料としてこの計画を位置づけております。

4点目の基本方針でございますが、今申し上げた品質・供給・財政の各視点において、それぞれ基本方針を掲載をしております。71ページの品質については3点ございまして、1点目が既に整備されている公共施設・インフラ系施設ともに長期にわたって使用出来るように、長寿命化計画の策定を行うなどとして計画的な保全整備を行うこと。2点目が供給との調整を図りつつ、特に災害時の避難施設など、現時点で品質が十分でない施設は優先的に対応すること。3点目に今後整備を行う公共施設については、より長期間の使用に耐えうる構造とすることを掲げております。2番目の供給に関する基本方針は、1点目が公共施設等は廃止するまでの間、半永久的に維持管理コストが発生するというのを念頭に置き、適正な施設の配置を含めた供給の全体的なバランスに留意をすること。それから2点目が現在町が保有する公共施設の保有量は全国や長崎県、類似団体との比較においては平均値以下であるが、品質と財政の視点からも踏まえて、適宜保有量の適正化に努めること。3点目が将来のまちづくりの観点から総合計画、総合戦略などの総合的な計画との整合を図り、施設の再整備を行うこと。4点目に公共施設のライフサイクルコストは、建設する際に係る費用の3から4倍かかるというふうに言われていることから、新規の建設に当たっては、施設の需要もさることながらこの維持管理に係るコストなど将来予測を踏まえて、本町のサイズに適合したものとすること。5点目が民間代替が可能と判断できる施設については、民間施設の配置状況等も鑑み供給のあり方を検討すること。6点目が施設の更新・改修に当たっては、特に近接する施設との複合化、集約化を十分に検討することを挙げております。3番目の財政に関する基本方針は、1点目が施設の更新と長寿命化を計画的に行うことで、コストの縮減及び平

準化を図ること。2点目がコストの平準化にあたっては、更新等の事業期間を複数年度に設定するなど、費用対効果を見きわめた上で事業期間を定めることを挙げております。

次のページ、3点目でございます。各施設の維持管理をより効果的・効率的に実施をし、包括的な観点から必要経費の圧縮を図ること。4点目が公共施設等の維持・更新に必要な経費を賄うために、補助金の他、基金の活用などを検討し、財源の確保に努めること。5点目に財政負担の軽減及び官民協働によるまちづくりへの新たな方策についてPPP、PFIを初めとした民間活力の導入を検討することを掲げております。

次に73ページの5番目、全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策でございます。この計画の推進につきましては、各施設を所管します部局の職員で構成する長与町公共施設等総合管理計画検討推進委員会を設置し、全庁横断的な組織体制の確立をしております。施設の管理につきましては、データベースを図り、各施設、各所管が保有する情報の一元化、共有化によって、町全体の視点に立って的確に対応をしております。最後に大きな6番目ですけれども、公共施設等の管理に関する基本的な考え方でございます。1番目の点検・診断等の実施方針につきましては、公共施設等の安全確保などを図るために、施設管理者による日常点検、法令等に基づく定期点検、その他緊急点検を的確に行うとともに、その点検履歴や修繕履歴の蓄積を行う施設管理データベースを構築いたします。2番目の維持管理・修繕・更新等の実施方針は、施設管理のデータベースを有効に活用し、公共施設等の改修や更新について優先順位を定めるなどにより、各年度の予算の平準化に努めます。なお、これまでの維持管理・修繕では事後保全型の管理で実施をしてきましたが、これを予防保全型管理に改めまして、計画的な維持管理を行うことで、各施設の長寿命化を図ることを基本といたします。3番目の安全確保の実施方針は、施設の点検により劣化状況の把握に努めた上で危険が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ、計画的な更新・改修・除去の検討を行ってまいります。また老朽化等により廃止された施設や、今後とも利用する見込みがない施設については、周辺環境への影響を考慮し、除去するなど安全性の確保を図ります。4番目の耐震化の実施方針は、旧耐震基準に基づき建設された施設の中には耐震診断及び耐震補強が終わってないものが存在するため、施設の状況や必要性を見きわめた上で、耐震化に向けた取り組みを進めてまいります。

75ページの5番目、長寿命化の実施の方針でございますが、公共施設の保全に当たりましては、計画的に点検・劣化診断を行い、維持管理・改修・更新を行うことで施設の長寿命化を図ることを推進します。ただし、全ての施設を無条件に長寿命化の対象とするのではなく、費用対効果等を検証した上で長寿命化を行うべきかどうかの判断をいたします。また、インフラ施設についても定期的な点検・診断等により劣化・損傷の程度や原因等を把握し、計画的な修繕・更新を検討してまいります。6番目の統合や廃止の推進方針は、将来にわたる年齢構成の変化、ニーズの変化を的確に捉えつつ、公共施設の更新を行う場合には、機能の集約化・複合化の可否について検討をいたします。そ

の際には、財政負担の状況も勘案しながら各施設が提供するサービスの内容やレベルについても検討し、施設の機能水準の見直しも合わせて行うものとしたします。また、施設の機能を不要と判断したものについては、他の機能への有効活用や除去を行い、施設の性質上、廃止ができない施設についてはダウンサイジングを行うことも検討をいたします。その際、統合・廃止により余剰となった施設・土地については、売却等により財源の確保にも努めてまいります。7番目の管理体制の構築方針でございます。公共施設については専門知識や経験の少ない施設管理者を対象といたしまして、施設の日常点検や維持保全について情報提供や研修を行い、職員の知識向上を図ってまいります。また、施設管理データベースにより施設情報の一元管理を行い、蓄積された情報を基に、関係各課と必要な協議を行ってまいります。次のページのインフラ施設につきましては、施設管理に関する技術的な水準の確保やスキルアップのために、外部研修会などへの積極的な参加に努めてまいります。8番目のフォローアップの実施方針は、庁舎内で設置をいたしました検討推進委員会を活用し、年度ごとに計画の進捗管理を行っていくほか、横断的な情報共有を図ります。また、財政状況や社会状況などに注視し適宜計画の更新を行い、実効的なものとなるようフォローアップに努めてまいります。なお、本計画についてはホームページ上で公表することとし、見直しをした場合においても同様に公表をしてみたいと考えております。長くなりましたけど、以上で説明を終わります。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。

ちょっと前段では早いような感じをされましたものですから申し上げたわけですが、

以上、76ページまで説明が終わりましたが、少し頭を切り替えるために10分間休憩をとりたいと思います。20分まで。

（休憩 10時10分～10時20分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩を閉じて委員会を再開したいというふうに思います。ページを追って、ずっといきたいというふうに思いますけれども、見ていただいたように2ページから19ページまでは現状についてずっと、長与町の現状について記載をしていただいておりますようですから、この点については特に必要であれば、質問を受けたいというふうに思いますが、無ければそのまま行きたいというふうに思います。

まず1ページをお開きいただきたいと思いますが、序章、管理計画についてという1枚がありますけれども、これにつきまして何か特に質問はございませんか。これ前回も出ておりましたので目を通していただいております。

それでは、第1章の長与町の現況につきましては、特にここはお聞きをしたいということであれば、お受けをしたいというふうに思いますけれども、19ページまで何かございませんか、何でも結構です。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

細部に渡ってではありません。第1章のこの現況ですね。前回より詳しくなっているんですけども、管理計画案にこうした現況を詳しく載せるっていうのは、一定、国だとか県からのそういう指摘の中でこうした、前回出していただいた資料より詳しくなったものなのか、独自の判断でされたものなのか、そこだけちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

国の指針におきましては、この総合管理計画に記載すべき事項として、町の現状を的確に把握し、課題を整理するというふうになっております。前回もこの部分については一部お示しをしておりましたが、実際にはこうした作業を、その当時も継続をして行っておりました。その中で一定課題と直結する部分ということで、早目にお示しをした方がよいと判断したものを前回お示ししたということでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にございませんかね。19ページまでまとめて結構です。

良いですか。無いですね。

それでは1ページから19ページまでは以上で終わりたいというふうに思います。

次に第2章の公共施設等の実態につきましてから、ずっとページを追ってそれぞれ、質疑を受けたいというふうに思っておりますので、まず20ページ、これ大分類と中分類の機能面から分離をしたという説明がありました。

何かございませんか。何かありませんかね。

ちょっと気づきがありますけども、大分類の4番目、市民文化系施設という表現がありますけども、ここは市民ではないわけで町民という表現が良いのかどうかですね。そのあたりはコンサルで出てきたものをそのままこう計上されたのか、いや市民ですよということなのか。ちょっと説明を求めます。

課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この分類につきましては、その表の下の備考に掲載をしておりますとおり一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトによる類型をそのまま用いております。町民とするのも可能かと思っておりますけれども、それに沿った形ということで、あえて市民ということで整理をしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

そういうことだそうですけれども、それで良いのか悪いのか、それも別のまた議論になっていくだろうというふうに思いますけれども、別にご覧ませんか、皆さん。

20ページ。ここの※印で1番下の方にあります、これを先ほど課長が言ったという

ふうに理解をしていただいて良いと思う。地域総合整備財団という所が使っているというふうなようです。果たしてそれで良いのかですね。

次に入ります。21ページ。何かございませんか。良いですか。

それじゃ次に行きます。22ページ、65番の欠番が別紙の一覧では19番の倉庫の件との重複というか、そういう意味だったんだというふうに理解しますけど。番号は訂正をしても良いんじゃないかなというふうに思いますけれども。この番号を変えなかったのはどういう意味なんですかね。19が2つあって。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

これまで契約をしてから、町の保有する施設の状況ということで施設カルテ、こちらの方整備をしまっていました。その中で、一定77ということで整理をし、先ほど説明申し上げたとおり65番にあった倉庫は、長与公民館の附属施設であると整理をして欠番としたものでございます。これについては、そのカルテの整理上、これをインデックスとしてシステム上といいますか、整理をしております、今からちょっとこの番号変えるということが不可能でございます。この管理計画上だけの番号で一連番号とすることは可能なかもしれませんが、そうしてしまうとカルテとの整合が取れないということになりますので、今回このように整理をさせていただきます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。皆さん方からございませんか。

22ページ、無いですね。次に23ページ、拡大図だけです。次に24ページ、これはもっとう実際は、印刷の段階ではもっと明らかになっていくんでしょう。今はぼけておましてこれではもう全く分からないと言っても過言じゃないんですけど、もったときちと出ますね。25ページ、インフラ施設関係ですね。良いですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

21ページの40番上長与児童館、そして今度は22ページのところにニュータウン防災センターと2つ分かれているんですが、実態、所管課は違いますけど、実態的には1つの建物なんですよ。こういう場合でもこういう分類の仕方しなければならなかったのかどうか、ここをちょっと。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今、ご指摘をいただいた施設もそうですし、他にもふれあいセンターと健康センターなど、同じ建物でありながら別の施設として整理をしているものがございます。これは施設類型が違うということもありますし、今、合築をされているものであって、今後も合築でいくのかどうかという検討を明らかにするために、あえて分けて整理をしております。

ます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

良いですね。それでは25ページありませんか。なかったら26ページにまいります。良いですか。これちょっと確認なんですけども事務局、25、26の整備、改良率、適合率とか、その基準日っていうか、それはいつなのかは分かりますか。どこかに記載してありましたか。

伊藤主任。

○主任（伊藤央君）

お答えいたします。道路改良率、耐震適合率等につきましては27年度末のデータということになっております。以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

これどこかのページに基準日は載せてあるんですかね。載せてなければ、どうにかしていた方が良くも知れませんか。これは気づきですね。皆さん方から何か質問ございませんかね。それじゃ26ページまで終わりました、27ページにまいります。公共施設の現況についてです。用途別の延床面積これが出てまいりました。2.69が1人当たりの面積で全国より低いという、そういうあの指摘が、現況があったようです。

良いですかね。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今もお話がありましたその町民1人当たりの面積2.69っていうところで、全国より低い、県下よりも低いというお話だったかと思うんですけど。それは長与町としてはどんなふうに捉えられているのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

全国の自治体におきましては、例えば合併をして住民に対して多くの施設があるというもの。それから人口減少によって施設の方が人口に対して多くなってしまっている自治体とかそういうものがあるかと思えます。そうしたいろんな自治体がある中で平均を見ますと、全国・県いずれにおいても少ないと。それと、もう1つ29ページの方ですね。こちらは人口規模や面積がほぼ同等であるという部分でいう自治体の平均ですけれども、それを示したのが2.85ということで、そうしたことを踏まえまして、人口、面積の規模においては、施設の延床面積としてはほぼ適正ではないかというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

良いですか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

適正化というお話でございましたが、少ないということは町民にとって施設が、結局少ないというふうにご利用できる施設が少ないというふうに考えるのかなと思うんですが、今のままで、長与町では十分施設があるというふうに理解して良いってということか確認したいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

地域による部分もあろうかと思えますけれども、全体的に見ると延床面積という面では適正であるというふうに考えております。他の自治体も今平均値として出しておりますけれども、これをやはりその縮減していく、なるべく機能を保持しながらでも縮減していくという方向にありますので、本町においてもこれを一定の適正な基準として適正化を図っていくという趣旨でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

良いですか。

これ参考に聞いておきたいと思えますけれども、全国の基準、町村の場合の基準とかそういうものは基準的なものは何か別には無いんですか。現況は分かるとして、基準はこうあるべきだという、そういうその目標率というか、そういうのは無いんでしょうか。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

ここでお示ししております数値が、国がこの総合管理計画を策定要請するに当たって、全国の市町村にアンケートといいますか、状況調査をした結果となっております。特に国の方から目標値等、指示があっているわけではございません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この総合管理計画としてまとめるのにはこういう類似団体との比較というのが大事になってくるんですが。参考までに長崎県内の自治体との比較検証というのはなされておるのか。またそのデータがあれば、示すことはできないのかお伺いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

28ページの下段のグラフが長崎県内の市町の状況を示したもので、グラフがちょっと小さくて分かりにくいと思えますけれども、その右側の拡大したもので、これが現状ということです。これがどこの市町の数値なのかっていうのはバックデータとしてはあろうかと思えます。それをグラフ化したものが、これというふうにご理解いただければと

思います。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

こういう29ページの表みたいに作ったやつはないのか。よく一般的に聞かれるのが、県内の自治体と比べてどうなのかというのがよく聞かれるもんですから、そういうのがあればお示しできるのかという意味です。

○委員長（岩永政則委員）

伊藤主任。

○主任（伊藤央君）

この29ページの図表につきましては既に公共施設等総合管理計画を27年度までに策定している団体を抽出しているところになっていまして、現在長崎市、佐々町、西海市以外は公共施設等総合管理計画を平成28年度中に県内策定する予定になっております。ですので情報として、より正確な情報がちょっと入っていないというところで現状その並べることってというのが出来ないような形になっております。以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員、良いですかね。

県内の資料をいただけませんかという先ほどの質疑があったようですが、それは提示できませんか、3か町か知りませんが、要らないんですかね。良いですか。

それじゃ次に行きます。28、29ページ、良いですか。次に、30、31ページにまいります。ありませんか。次に参ります。32ページ、33ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

30ページ、31ページに関連してなんですけれども、建設年別の整備状況とか構造ということですが、今現在長与町が持っている公共施設で、法定耐用年数というのがありますよね。例えばRC造で47年、木造で22年とかもうすでにこういったものが超えている状況があるとか、そういったものはこういう資料に掲載する必要はないのかなってというのが、今後計画たてる上で優先順位なんかも立てていけないのに、そのあたり基本データで立てていく必要があるんじゃないかと思うんですが、そのあたりは問題ないのかとかですね。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まず21ページの方に主な公共施設の状況ということで一覧表をお示ししております。ここに代表施設の建設年、いつ建てられたのかという情報を掲載しているということです。あと61ページにその構造によって標準的な耐用年数と。これが減価償却、法で

定められた表に載っている構造ごとの耐用年数をお示ししておりますけれども、これが一定掲載をされているということでございます。確かにその先ほどの施設の一覧の中に構造がないので、どの施設がどれに該当するのかというのは分からないんですけども、カルテの中には、そうしたものも掲載をして整理しておりますので、あわせてご覧いただければ、内容がお分かりになるのかというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは31ページまでは終わりました32ページ、33ページ。良いですか。

続きまして34、35ページ。続きまして36、37ページ。次に38、39ページ、無いですか。次に40、41ページ。次に42、43ページ。上下水道ですね。ありませんね。次に44、45ページ。次は地域別の施設の状況46、47ページ、これはコミュニティの5地区に区分けしたものが続きますね。次に48、49ページ。良いですね。次に50、51ページ。これからいきますと47ページやっぱり北部が1番施設は多いようですね。ここは表示だけです、51ページ。ございませんか。51ページまで終了とさせていただきます。

次に公共施設等に関する上位関連計画として、総合計画後期基本計画のことがここに謳われておりますが、52、53ページで何かお気づきなり、何かございませんか。総合計画持ってきておりませんので、お互いこれ比べることが出来ないというふうに思いますけども、良いですか。次に54、55ページ。良いですね。

次に参ります。56、57ページ。57ページは都市計画のマスタープラン。主なことを記載がっております。これちょっと気づきですけども、この57ページの地図はもうこのくらいの大きさしかないわけですか。これで住民が分かりますか。後で検討でもされたらいかがでしょうか。

それじゃ次に参ります。58、59ページ。マスタープランの続きですよ、58、59ページ。これちょっと確認ですが、そのマスタープランの主なものをずっとここに掲載して60ページまでしましたという、そういう理解で良いのでしょうかね。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

総合計画、それから戦略、マスタープラン、いずれにしましても、この公共施設の管理に該当する記述の部分を抜き出して掲載しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

これ、皆さん分かりましたか。あのマスタープランがここに中に入っているもんだから56ページの続きが58ページではないんですか。違うんですか。57、58、59はマスタープランということで良いんですかね。もう1回確認します。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

57ページから60ページまで。これが都市計画マスタープランの内容でございます。

○委員長（岩永政則委員）

見ていただきたいと思います。60ページまで何かございませんか。良いですか。

それでは、次に61ページに入ります。更新と大規模改修におけるその試算見通しですね。良いですか。無いようでしたら次に参ります。62、63ページですね。ありませんか。次に参ります。64ページ、65ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

63ページと64ページの見方なんですけども、63ページは従来の事後保全型のままでやった場合こうだ、次のページから予防保全型でやった場合こうだっていうことで、比較だと思うんですが、予防保全型でやった場合でもやっぱりこの40年の月日が見ることになるのかですね。逆に予防保全型をすることによって早期に完了するっていうふうになるのかなと思っていたんですが、そうじゃないですかね。ちょっとよく分からないので、説明を受けたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

伊藤主任。

○主任（伊藤央君）

1点確認なんですけど、先ほど40年とおっしゃられたのは耐用年数のお話になるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

63ページのところに、40年後の2056年までに約468億円の更新費用が発生すると書かれている、この部分ですね。64ページにもやはり中段のところから予防保全型管理に切り換えた場合、今後40年間の更新改修費用に云々ということで書いてありますので、ここの部分を指して。やっぱり予防保全型にすることによってそういう年月がかかるのかっていう、ちょっと私も理解してないのかもしれませんが、ちょっとここを分かりやすくご説明いただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

伊藤主任。

○主任（伊藤央君）

まず63ページの事後保全型管理というものにつきましては、61ページにお示しをしております標準的な一般的な耐用年数50年で建て替えをした場合の費用が40年間でこれだけかかるということをお示ししております。64ページにつきましては、大規模改修というものを行ったことで、建物の寿命を20年、例えば鉄筋コンクリート造であれば本来50年というふうに試算をしていたものを20年延ばして70年使えるようにします。70年使えるようにするための改修費用を踏まえた上での試算というところ

になっております。以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

63ページは事後保全型管理ということについてずっと述べて、64ページの5行目からは予防保全型というもので記載があると。こういう理解で良いだろうというふうに思うんですけども、良いですか。他に質問ございませんか。

そしたら65ページまで終わりました、66ページ。

堤議員。

○委員（堤理志委員）

65ページ、66ページは今度、企業会計の方になるんですが。この企業会計の場合は、基本的に独立採算なんですけど、こういった維持管理費の出費が出た場合に、これはちょっと私も制度的なことで、ちょっと知らなくて申しわけないんですが、これも場合によって一般会計からこれに補てんするという形になるのか、それともこの企業会計の中でやりくりするのか。ここで聞くことじゃないかもしれないですけど。ちょっとその一般会計にもやっぱり結果的に影響を及ぼすのかどうかという点でお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

企業会計の方の公共施設、インフラ施設の整備については、原則として企業会計内で行うべきものでございます。ただし下水道施設につきましてはこうした施設の整備を行う際の起債、これについては交付税措置がございますので、その分といいますか、それに見合う試算をした分については、現行もございましておのり補助金という形で一般会計の方から一部支出がされるものと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

別にご覧ませんか。良いですか。

それじゃあ67ページ、長与町を取り巻く現状と課題。これは人口関係をまたここに謳ってあるんですけども、現状と課題ということですね。財政の現状と課題。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

67ページの人口についての課題の中で、今後急激な人口増減は見込んでいない。一方、3区分別人口を先ほど見させていただきましたけれども、若干高齢者が増えて、生産年齢といいますか、そのあたりが若干減るということでもありますけれども、大きくは変わらないんですよ。そういった中で、その後で今度出てくるのが公共施設等の利用需要が変化していくことが考えられるというふうには書いてあるんですが、ちょっとこうイメージかぴんと来ないんです。若干の増減がある中で、公共施設の利用需要がもう少し具体的に、どんなことが想定されるのかをお聞かせいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本町の人口ビジョンによりますと、劇的に増減というのありませんし、生産年齢人口と老年人口の割合についても一定比率は変わるものの、そう大きくは数字としてはないだろうというご質問かと思えます。ただ老年人口、この割合が増えるということは、人口がほぼ一定という中では相対的に増えていくということが考えられまして、それによって利用者層といいますか年齢層ですね、そうしたものの変化、それから利用するそのサービスの内容の変化、こうしたものはやはり一定あるのではないかというのが、この最後の2行の記述でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他にございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

1番最初聞いた時に確認すれば良かったんですけども、ここでちょっと質問させていただきますけど、2月8日の第6回のこの委員会の時にいただいた資料で、総務省の策定に当たっての指針が参考資料として配付されていたんですが、その中の分かりやすい説明にも、総務省の文書の中にも、総合管理計画に記載すべき事項として、公共施設等の現況及び将来の見通しという部分の中で、まず1項目めに老朽化の状況や利用状況を初めとした公共施設等の状況ということで、老朽化については一定カルテ等々を作っていますけど、利用状況もやはり計画策定に当たっては入れるべきではないかなというふうにちょっと思うんですけど、今後の資料等の中で、その辺が増えてくるものなのか、そういう計画があるものなのか。ちょっとお答えいただければというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今回、この公共施設のカルテを整理する中で、施設の建物、ハードの面でどういう状況にあるのか、それに合わせまして運営費、コスト面、それから利用者数を基にした利用状況、そういったものを一定整理をしております。今後の話になるんですけども、それを利用して一定、数値化をします。この施設は利用度がどういう状態にあるのか、それから施設の状態がどういう状態にあるのかと、そういうものを一定評価をしてその結果を掲載するようには考えております。それが利用状況というところに当たるものではないかというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それは第4章の中での施設ごとの管理に関する基本的な方針の中で出てくるというふうに捉えて良いんですか。そこまでお願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今回の資料の目次でございますけれども、第4章として施設類型ごとのというものがございまして、その中の1点目にこういう施設の簡易評価というところがございまして、これが先ほど私が申し上げた部分になります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

良いですね。67ページ、他にございせんか。良いですか。次にまいります。68ページ。無いようですから、次に69ページの第3章に入りたいと思います。計画期間とかそういうものが記載になっております。良いですか。次に参ります。70、71ページ。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

71ページの(2)の④のところ、新規建設にあたっては、施設の需要や維持管理にかかるコストなど将来予測を踏まえ、本町のサイズに適合したものとするというふうに表現してあるんですけれども、今から新しい建物をするというと新図書館が考えられるのかなと思うんですけれども、長与町の新図書館の基本構想は平成27年度に出来ていて、その中にはいろんな施設の概要も書かれているかと思うんですが、それを踏まえて本町サイズに適合したものとするということであれば、もう一度考えるという意味なのか、今後新しいものが出来たら考えるという意味なのかということをお教えいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

結論から申し上げますと、今ある図書館の基本構想、これはこれで今現状あるものをベースに考えていくべきものだと考えております。今後、新しい施設を検討する際には、本町のサイズに適合したものというふうに考えていくべきということをご申上げしております。ただ、そういう構想がある中でも、全庁的にもう一度計画を改めて立てる段階、具体的な建設年度が確定する段階において、やはりこうした視点も踏まえながら検討するべきものと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今のところそのままということですが、この計画自体27年度から平成31

年度の5か年間となっております。現在もう平成28年度末になってきていますので、あと残すところまあ29、30、31と3年間かというふうに考えます。そうした場合に、片方ではこの公共施設等総合管理計画にのってしますよ。図書館は図書館の計画があるからそれを優先しますよっていうのは分かるんですけども、実質それで本当に出来るのかと。やはり計画っていうものは、後から出てきたものといろいろあるかと思うんですけど整合性が必要じゃないかなっていうふうに思うんですが、そのあたりはどんなふうに、例えば町民から聞かれたりもするわけですね、また新しい計画を出すと図書館はどうなったんだとかいうふうな場合は、とりあえず31年までは優先しますよというふうに考えて良いものなのか、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

先に図書館の整備構想がすでにある中で、今回こういった計画を策定するということろです。ご指摘のこの部分については、図書館をイメージして表現したものではなくて、今後、町でやはり図書館に限らず、健康センターも老朽化しておりますし、例えば老人福祉センターもそうですし、そういった中長期的な検討をする中で、施設の新設にはこういった観点が必要であるということをお示ししていると。それでは、その図書館の整備計画がこれと齟齬があるのかということに関しては、齟齬は全くないと思います。図書館の整備計画につきましても図書館の規模がどういう規模が必要なのかと、過大な施設は必要がないと、そういった協議もあったと思いますので。ですので、齟齬はございません。ただ、今後やはりこの総合管理計画でお示した基本的な考え方にも合致した形で、図書館の整備を進めていくということになってまいりますので、ただ、大きく現状においては齟齬はないというふうにご理解いただければと思います。ですから、図書館に限定した表現ではないんですが、当然図書館も想定した表現であるというふうにも、いうことができると思います。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

良いですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

それに関連することなんですけれども、今度4月から公共施設の利用料金を町民からも取得すると、発生するということになりますけれども、年間1,900万円というところで収入が上がると思いますが、それがずっと5年、10年というふうに貯蓄をしていったら、その間に公共施設の建替等では図書館の建替をするというわけですけども、そういったところにまた充当するのか、そのあたりはどのようにこの表の中でもその反映されているのか、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今度の使用料の改定で一定住民の方からの負担が発生するというごさいますけども、この使用料の収入については、今回お示ししております公共施設等の総合管理計画、それに係る更新費用とか建て替え費用ですね。こうしたものには直接的には関連はないのかなというふうに考えております。といいますのが、使用料というのが今回趣旨にもありましたとおり、受益者負担という原則でということごさいますので、これは当該年度にかかった運営コストに充当すべきであって、これに積み立てるという趣旨ではないと思います。建替とか発生する場合には年度間の公平ということもありまして、例えば起債を活用してその償還を複数年行うことで将来の方にも負担していただくという考えもごさいます。ただ、直接的ではないにしても運営コストに一定今回いただく使用料を充当することで、余ったという言い方はおかしいですけど、そこに今まで充当していた一般財源が回り回って基金の積み立てという可能性はもちろんあるかと思ひます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

良いですね。直接的には関係は無いようですけど。

基本方針の（１）（２）（３）の品質とか供給とか財政というものをここに記載をしておるとのことですね。

次に参ります。最後 7 2 ページ、これは続きですね、財政の続きです。

次に 7 3 ページ、これは全庁的な取組体制の構築と組織の問題を謳っております。

安部委員。

○委員（安部都委員）

7 3 ページの長与町公共施設等総合管理計画の検討推進委員会ですけれども、これはそのまま横断的な組織体制によって行い、また財政担当課と管財担当課との調整についても密接に行うということなんですが、これについて検討委員会は継続的なものとするのか、それとも短期的な期限付で区切ってやるのかということと、それからまたこの推進検討委員会で各所属部局により出されるわけでしょうけれども、そこに当たってやはりどの建物が、建替が必要なのか修繕が必要なのかというそういったこう、プロフェッショナル的なアドバイザーの意見聴取なども行って、検討はされているのかということなどをちょっとお聞かせください。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この検討推進委員会につきましては、昨年 5 月に設置をいたしまして、この総合管理計画のまずは策定という部分でこれまでに 3 回実施をしてきております。この委員会につきましては、策定後も引き続き定期的に開催をいたしまして、その中で先ほどご指

摘がありましたように個別の施設についてどうあるべきかという検討を行ってまいります。アドバイザーについては今のところ具体的には考えておりませんが、研修会等はこの委員を対象に実施をして知識を高めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（岩永政則委員）

良いですか。他にございませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

関連になるかもしれませんが、内部の庁舎内の検討委員会なんですよ。もう聞いておられるかもしれませんが使用料の条例改正では庁舎内で検討されて条例として提案をされた。今大変な、議会報告会の中でも大変な反響があって、おしかりをいただいたりするわけですけども。やはり検討したことを第三者にまた委ねてチェックするとか、あるいはその内容を公開していくとか、やっぱそういう制度的なものをやはり私は見直すべきじゃないかなと。調査内容はプロ、ある程度庁舎内プロの集まりですからそれはそれで良いとしても、それをやはり公開をしていく、あるいは外部識者あたりの意見も聞いてその結果を公表するとか、そういった制度的なものをやっぱり今後していかないと。町民の声を全く無視したとか、そういう議論にばかり今なってきたので、そういう意味で、一步踏み込んだそういう体制というのは取れないのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今回設置をいたしました委員会につきましては、職員で構成する内部の委員会ということになっております。ここでの議論の公表というよりもここで一定方向性が見えてきたものについて、町としての方針という形でお示しするもしくは具体的に施設の例えば統廃合だったりとか、いう方向が見えてきた時に、地域の住民の方々の意見を求めるとか、そういう機会は当然必要となってくると考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私もちょっと関連でお伺いしますが、先ほどもちょっと総務省の文章のところをちょっとあったんで、この総務省の4ページ目、第二の総合管理計画策定に当たっての留意事項というところの三のところ、総合管理計画の策定段階においても議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましいというふうになっているわけですよ。今のお話ですと一定方向性が出た段階でというふうな話ですから、そうじゃなくて策定段階でも住民の皆さんにも情報公開しているんな理解を求めるべきではないか

というふうになってますんで、今の答弁ですと、方向性が見えたと一定、固まりつつあるというところで聞くということですから、そうじゃなくてやはりこういうこの段階でもやはりどんどん情報を提供していくというのが大事ではないかなというふうに思うんですけども、その辺についてはどう考えてらっしゃいますか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

先ほどご説明申し上げましたが、この検討委員会の検討状況を公表すべきではないかというふうに理解をして答弁をいたしました。確かにご指摘のとおりこの総合管理計画の段階から情報提供をということになっておりまして、議会の皆様に対してはこの特別委員会において、一定情報提供をしてきたところでございます。住民の方へもということでございますけれども、この計画を策定した段階で当然公表して周知を図っていくというふうには考えておりますけれども、この中の記載の内容が個別の施設について町としての方向性ということをお示しするものでなく、全体としての管理の考え方、点検をしっかりとやっていくとか長寿命化を図っていくと、そういう内容になっておりますので、今回の策定の中では、事前にといいいますか、今の段階での住民の皆様への提供というところは考えていないところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ここの中では、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならずというふうになっていますよね。ですから個々の施設だけじゃなくて全庁的にやる、その前段ではまちづくりに関わることであるからというふうになっていますよね。ならば、議会に、確かに議会には今こういう特別委員会の中でそういう詳しい説明がされていますけれども、どこまで住民の皆さんにこういう説明会を開くかどうかは別として、やはり情報としては、やはりこういった部分を今町は計画していますと、良ければ意見をくださいぐらいのそういう対応はあつてしかるべきではないかなというふうに思うんですけども、そこもちょっとまだ検討されてないという状況なのかですね、お願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

70ページの中段、3の末尾の部分、本計画は品質向上と財政負担の低減を実現するため、本町が保有すべき施設の供給とその具体的な整備計画を住民・議会・庁内の各所管と検討するための基礎資料として策定するという位置づけとしております。課長が先ほどからご答弁申し上げましたけれども、この段階ではなかなか住民の皆さんへこうい

うことを考えていますということも必要かもしれませんが、基本的にこれは行政が現状を分析し、それを踏まえた上で、こういうふうにやっていきますということをご中でお示しするということです。で、次回にお示しする施設類型ごとの基本的な方針という中で個別の施設の老朽化の度合いであったり、管理者から見たその利便性とか管理の状況であったり、利用者から見た場合の利便性であったりということで、簡易ではありますが一定評価をするということにしております。そういったこの総合管理計画の策定において、先ほど話題になっております庁舎内での検討推進委員会が主体として関わっていくわけですが、76ページを恐縮ですがご覧いただきたいと思います。フォローアップの実施方針というところで、策定にだけではなくてフォローアップの段階でもこの検討推進委員会が進捗管理等を行うと。後段ですけれども、本計画についてもホームページで公表することとし、見直しを実施した場合においても同様とするということについても、これは当然でございます。この先にあります具体的な施設の更新であるとか、大きなものは例えば統廃合もしくは廃止、そういった段階においては当然その地域住民の皆さんと意見交換をする機会が当然必要となってまいりますので、一定行政の考えをお示しをした上で、個別具体的な取り扱いといたしますか、施設ごとの計画で必要に応じて、住民の皆さんへ情報提供はするのはもちろんですが、そういった協議の場を設けていくことはもう当然だと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

心配するのは、結果的に今は案として我々にも説明がされているわけです。これが案じゃなくて計画そのものとなった後に公表するかということですね。今のお話を聞くとそういう形で、ちょっと受けとめるんですけども、何度も言いますがここにある文章は策定段階においてもっていうふうになっているわけですよ。だから案の時でも住民の皆さんに説明しなさいというふうに情報公開をしなさいとはなっていない、情報公開することが望ましいというふうになっているわけですから、それからするとこの指針ですね、総務省の指針とちょっと違うかなというふうに思うんですけども確認です。案の段階でも情報を提供していくというふうなお考えなのか。計画そのものが出来た完成した後、情報を公開するというものなのかですね。お願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

現段階におきまして、まだ3章までの整備ということでございます。4章まで一定整理ができた段階で、こうした検討を行っていると、案として今こういう形で整理しましたというところを住民の皆様にはホームページなどを通じてお知らせをするということは時間的にも可能かと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

良いですか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

このスケジュールについてという表を見ますと、今の話ですけども、最後に13番の前にこの案について縦覧をかけるというのは手だては出来ないものかですね。通常もう公共手続においても縦覧をして、告示をして、縦覧にかけて住民に周知をしたというような形をとる場合が非常に多いわけですけども、そういった手だてが取れば、そういうことも考えた方が良くないかなと思うんですか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

先ほど、住民の方々に案としてお示しすることがスケジュール的にも可能かというお話をいたしました。ただ、舌足らずであったんですけども、業者との委託契約の期間が2月末となっております、そのあたりの調整は一定業者とも必要となると思いますし、現段階では2月末での策定をめどにということでございますが、住民の皆様にお示しする期間を考えると2月末の策定というのは恐らく無理となってきます。ただ今年度中、3月末までには策定をしないとイケませんので、そこについてはその業者の契約変更が可能であるのか。どこまでを契約とするのか、そこは協議をさせていただきたいと思えます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

良いですか。他にございませんか。

それでは74、75ページにまいります。最後まで。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

75ページの(6)の統合や廃止の推進方針というところで、そういう場合もあるのかなというふうにちょっと思いながら、この中で後半の6行目に民間等の類似施設というふうな言葉が入っていますよね。民間等の類似施設っていうのは、本町においてあんまり民間等というのが、類似施設があまりこう、今後どうなるか分かりませんが、考えられないんですけども、この等を入れた背景ですね、実はもう、何度も前に戻って申し訳ない、指針の総務省の指針のさっきは三について言いましたけど、六のところ、市区町村域を超えた広域的な検討等についてということで、いわゆるこれは連携中枢都市構想の中で、長崎市を中心としたっていうふうな部分の今いろんな形で取り組まれていますけども、結果的にこの等を入れた中身というのは、例えば長崎市の施設、時津町の施設等々の類似施設があれば、こういうところも検討しますよと、統廃合や統合や廃止も検討しますと、いうふうな部分が含まれているのかどうか、そういう意味でこの

等を入れたのか、通常ならば民間の類似施設でも良いわけですよね、民間等としてあるのがちょっと気になってしょうがないんですよね。いろいろこう連携中枢都市構想の中ではいろいろとありますけども、ただやっぱりこの本町の施設が、やっぱりこの近隣自治体と同時に、今でもこう使える検討は出来ていますが、横断して使えることが出来すけども、ただそれによって統合や廃止っていうのは、私はすべきではないというふうな思いがありますので。このところについてちょっとこだわりますけども、等とつけた背景っていうのがあれば、ちょっとお願いしたいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

民間等の等の部分ですけども、本町においては例えば社会福祉協議会ですとか、そうした福祉団体を想定しています。委員ご指摘の連携中枢都市圏でございますけども、これは定住自立圏構想の時からどんなことが連携できるだろうかという協議をする中で施設の相互利用というのも一定ございました。ただ今回の連携協約の中ではそれは外れていると。今後引き続き検討はしていくものと考えております。ですので、現段階においてはおっしゃられた長崎市、時津町の施設を利用すること、もしくは利用はあるかもしれません。統合というところまで含めてのこの等という言葉ではないというふうにご理解をいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと現段階においてはということで、将来的にはあるかもしれないというところ含みがあったような気がするんですけど、そういう状況ですか、ちょっと答弁いただければお願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

先ほど課長からも答弁があったように、定住自立圏の時から足かけ6年から7年にかけて1市2町で検討をしてまいりました。その中で施設の相互利用、その先には施設利用料を長崎市民もしくは長与町民、時津町民と同じレベルにすると、そういった事業も想定して検討したんですが、結果的に今の段階ではそれは協約には載っていません。いろんな制約があるというところです。そういう中で結構時間もかかりましたし、たくさん60項目ぐらいあったのが最終的に20項目ぐらいまで落ちたわけですが、机上でこんなことできる、あんなことができるということではなくて、具体的にそれぞれの1市2町の企画担当職員のイメージの中で、具体的なもので、出来そうなやつ出来そうでないやつという中で、結果的に20項目程度が残っていったということです。その中で、

例えばこの1市2町の中で類似の施設がいくつあって、これとこれは統合の可能性がありと、そういった検討は一切なされておりませんし、元々そういった発想自体がなかったというところなんです。ですから、非常に人口が密集した1市2町ですので、ポンと施設をまとめて、2つや3つを1つにまとめて賄うということはなかなか想定できない地域だとも感じております。ですから、将来についてご懸念されているようですが、これまでのところは、そういった発想は1市2町それぞれ一切なかったというふうにお答えいたしたいと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質問ございませんか、最後の76ページまでですね。良いですか。

1時間もう回りましたけども、休憩はどうでしょうかね、取った方が良いでしょうか。そのまま良いですか。あとはもうそうかからないんじゃないかなというふうに思うんですが。良いでしょうかね、そのまま行きましょうか。どうしても休めという人いらっしゃらないですかね。無いようですね。

それでは以上で、今日提示をいただきました75ページまでの総合管理計画の案につきましてはこれで調査研究ということで、一応は通しで終わったような感じでございます。実は、今日をもって大体の調査研究は終了したいというのが前から考えておいた考え方でございます。そして3月の議会で報告をして終了をしたいと。こうやることで、この2か年の内に年度内に終わりたいという気持ちで参りましたけども、冒頭に申し上げましたように、この後がより具体的なものとして施設類型ごとの管理の面が出て参る予定なんですね。冒頭にも言いましたように約30ページぐらいになるわけですね。したがって申し訳ないんですが、今後の進め方についてということも議題にしたいというふうに思いますが、今若干申し上げましたような考え方で来ておりましたけども、この類型別が今回は間に合わないという状況になりました。それではいつ出てくるのかということで、この前から事務局とも執行側とも話をしておるんですが、2月の末には無理だというあの考え方なんです。ところが先ほど冒頭にも言いましたが、これでいきますと、2月の末に計画策定を終わるとということが基本的にずっと前から示されておったわけなんです。そこで非常に私も疑問を持ったわけなんですね。それではいつ終わるのかといいますと。ここに出せる資料そのものの類型別ですら2月の末には無理だという課長の話でございました。3月の議会が始まります。したがって2月の末はコンサルから上がってくる資料があるそうです。それでそれを内部の検討委員会にかけないといけない。、議会が始まりますので、それはいつ頃かといいますとやっぱり4月になるだろうというような話が来まして、それはもうやむを得ないわけですから。来ないものは来ないわけですから。そういうことで次回は4月頃にして、そして6月の議会で報告をして終わらなければ、やむを得ないということで話を課長とはいたしておるところなんです。したがって、今後の動向につきましては大まかに言いますとそういう状況があるようですが、今事務局から手が挙がったようです。何か。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

以前、今後のスケジュールについてどのようになっていくのかというお話をいただいた中で、本日の特別委員会、それともう1回、施設類型ごとの部分を2月の20日ごろにできないかというふうにおっしゃられましたので、2月の末の策定を目途に進めていく中で20日に一定、固まったものをお示しするのは難しいというふうに回答をしたところです。20日の策定に向けてはおおむねスケジュールどおり進んでおりまして、先ほど申し上げたとおり業者との委託契約も2月の末となっておりますので、ここまでは一定仕上がるというふうに考えております。ただ、なお先ほどご意見がありましたように、住民の方への情報提供というところを踏まえると、2月の末に一定整理が出来たとしても、その後になってこようかと思えます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

したがって、2月の末にコンサルから上がるわけですね、最終的には。それでそれを先ほど言いましたように内部の委員会にかけなければここには出せませんと。それはそうですね。当然その全体的なものがあるわけですから、そこで審議をされたものが上がってくると。今日のように。当たり前の話なんですね。したがってどうしても3月の議会に報告というのは、これはもう間に合わない、程遠いということの結論に至りまして、今後の進め方としては4月にまたがってもう1回審議をして、そして全体的な流れをもう1回確認をして、そうした上で報告書の作成をし、委員会にも事前に検討いただいて、そして報告は6月になっていかざるを得んだろうというような判断をいたしましたわけです。この点、副委員長とも十分こう協議をしながら、執行側の意見を聞きながら、ちょっと議長ともこの前ちょっと調整しながら本日こういう形で皆さん方に報告を申し上げておりますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思うわけです。これについて何かご意見ございませんか。良いですか。

（「異議なし」の声あり）

そういうことで、今後は進めさせて、もう1回ないし2回あるいは3回とはいかないというふうに思いますけども、1、2回ないし多くても3回ぐらいで終了したいというふうに考えて今後進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご協力をいただきたいと思います。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

ちょっと1点確認なんですけれども、4月をめどに、また続きをとということでございます。この計画については一応3月末までに策定をするというふうに予定をしておりますので、4月のご説明についてはもう策定後となるということをご理解いただければと思います。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

休憩をいたします。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

委員会に戻しまして、以上をもちまして、第10回長与町議会ふるさと創生まちづくり調査特別委員会を閉会をいたします。

お疲れさまでした。

(閉会 10時50分)

委員長